

新市庁舎建設について

令和5年9月

釜石市 総務企画部

資産管理課 新市庁舎建設推進室

現庁舎の課題

建物の老朽化（第1庁舎は昭和29年建設）

行政機能の分散による市民サービスの低下

狭隘であるためICTへの対応が困難

災害対策機能の不足

駐車場不足

バリアフリーやプライバシー確保のための機能不足



昭和61年から検討を開始

建設検討の経過

年月			内容
昭和	61年	11月	釜石市庁舎建設検討委員会設置
平成	2年	2月	庁舎建設検討委員会報告書提出 ▶鈴子地区に建設
	6年		建設用地取得（鈴子地区）
	21年	12月	釜石市庁舎建設検討懇話会設置
	22年	9月	庁舎建設検討懇話会「新庁舎建設に向けた基本的考え方」提出 ▶建設場所は鈴子町地区より天神町地区の方がふさわしい
	23年	3月	東日本大震災により1階・地下部分が浸水被害
	23年	12月	復興まちづくり基本計画 策定<<市議会で議決>> 鈴子地区への消防庁舎の早急な整備を促進するとともに、震災の教訓を生かした市庁舎の東部地区への建設をはじめ、失われた公共施設の再配置を進める。
	24年		建設場所について、現市庁舎敷地を含む周辺地の議論がなされた。
	26年	3月	庁舎建設検討懇話会が提言書を提出 ▶あらたな建設候補地は、天神町旧釜石小学校跡地を適地とする。

建設検討の経過

年月			内容
平成	27年	2月	東部地区公共・公益施設整備調査委員会設置
	28年	4月	東部地区公共・公益施設整備調査委員会が提言書を提出 ▶ 現庁舎の増改築案と、天神町の新築案を比較検討した結果、 建設場所は天神町地区が望ましい。
		7月	釜石市新市庁舎建設検討委員会設置
	29年	8月	新市庁舎建設検討委員会が提言書を提出 ▶ 建設場所は「天神町の旧釜石小学校跡地」とする。 そのため、市として、次の項目へ早急に対策を実施すること。 ・市道只越天神町線（旧国道45号）の交差点改良による安全対策。 ・水害への備えとして十分な排水対策。 ・建設地へ複数路からアクセスするための、市道天神町3号線改良。
	30年		上記対策に目途が付いたことから、 新市庁舎建設検討委員会、総合振興審議会、釜石市議会、市政懇談会 において建設場所を天神町とし建設することを了承
	31年	3月	釜石市新庁舎建設基本計画策定
令和	元年	7月	釜石市新庁舎建設基本設計完了

建設検討の経過

年月		内容
令和	2年	9月 内閣府「日本海溝沿いの最大クラスの津波浸水想定」公表 新市庁舎建設地、1～2m程度浸水想定
	3年	6月 釜石市役所の位置に関する条例改正（議決） 釜石市只越町3丁目9番13号から釜石市天神町5番20号へ
		7月 新庁舎実施設計完了 日本海溝沿いの津波浸水想定対策として、敷地1～2m程度盛土嵩上げ
		9月 釜石市新市庁舎建設費 予算成立
		12月 新市庁舎建設工事の発注見合わせHP掲載 （岩手県実施の最大地震に伴う津波シミュレーションの公表待ち）
	4年	3月 岩手県最大地震に伴う津波シミュレーション公表 新市庁舎建設地 計画地盤高で3m程度浸水（現地盤高で5m程度の浸水）
		6月 第13回新市庁舎建設検討委員会、議員全員協議会 浸水想定へ対する考え方について説明
		7月 令和4年度第1回総合振興審議会 第14回新市庁舎建設検討委員会

東部地区である理由

東部地区は、これまで当市の中心市街地として栄え、当市の顔として経済をけん引してきた地域であるが、平成に入り、人口減少や事業の担い手不足などにより空き店舗が目立つなど、景気の低迷が顕著となってきた。

このため、東部地区のみならず、当市経済全体へ影響が大きく対策が急務として、中心市街地活性化策の展開が図られてきた。



東部地区である理由

東日本大震災が発生し、東部地区においても津波により壊滅的な被害を受け、改めて中心市街地として、そして被災地の復興として活性化が急務であるところ、市役所は日々数百人の人々が行き来する施設として地域経済の面で効果的と考え、引き続き同地域への建設が必要と考えたところである。

東日本大震災発生
沿岸部壊滅的な被害

中心市街地の復興・活性化が急務

商業施設

買い物客など人の往来

新市庁舎建設

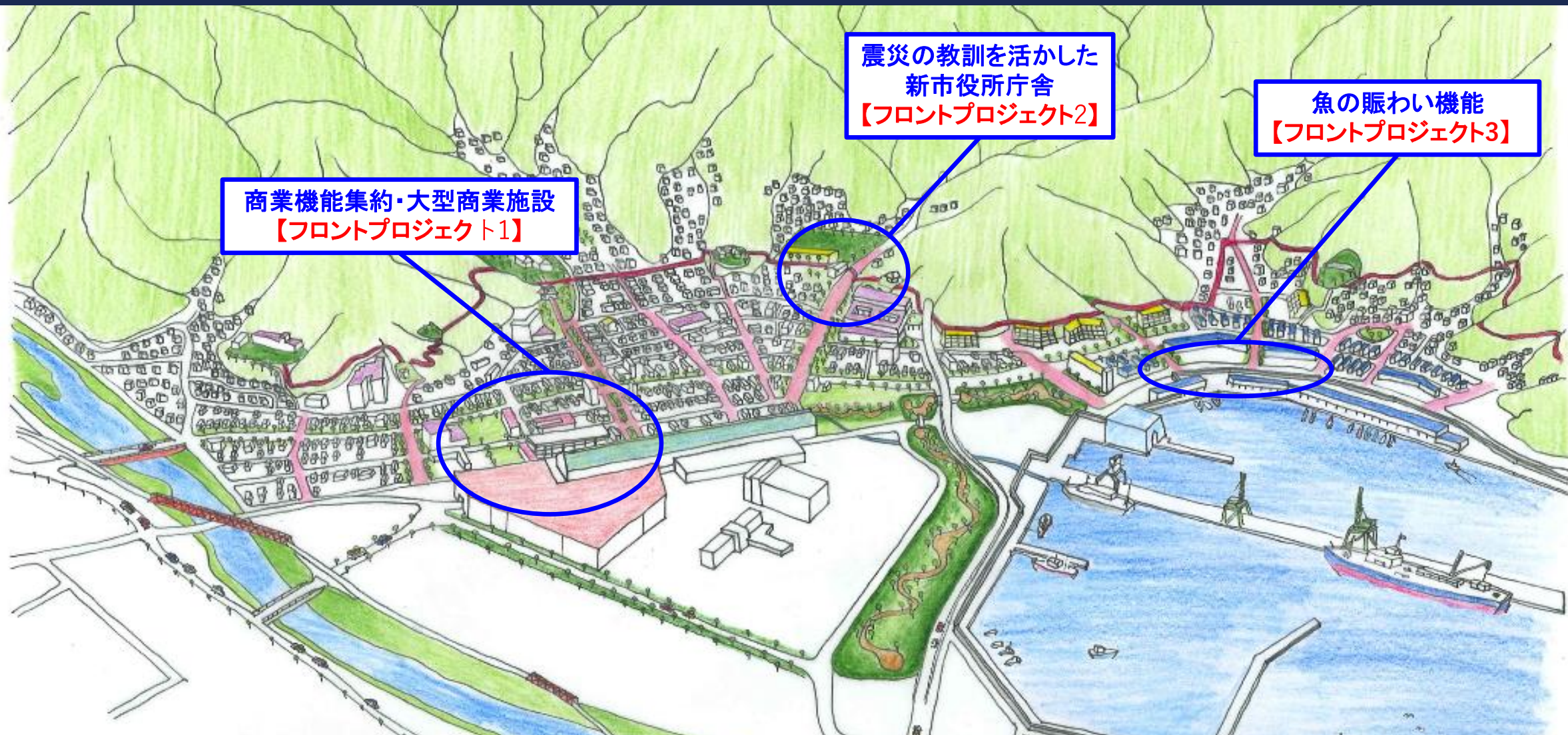
数百人の人々が往来する施設

市民ホール建設

イベントの開催

釜石市の復興

フロントプロジェクト1・2・3



東日本大震災を受け、市議会や復興プロジェクト会議などにおける検討協議を経て策定した「釜石市復興まちづくり基本計画」では、東部地区の歴史性を踏まえ、同地区の拠点性の向上に努めることとし、フロントプロジェクト2として位置付け進められてきた。

東部地区である理由

東部地区の復興まちづくりについては、経済的な持続性も考え、復興事業を早急に進めるために一定程度の津波浸水を許容することとして進めた。

そうした中、当市の中心市街地として再生を目的に、新たな市民ホールの整備や商業施設の再建・新設を精力的に進めてきた中、イベントや買い物客などで人の往来が多くなる場所であり、災害時に地域住民や事業所就業者そして来訪者など大勢の人々が直ちに避難できる場所の確保が急務であり、この役割を経済活性化の役割と合わせて新たな市庁舎がになうことが必要かつ効率的であると判断した。

避難場所の確保

地域経済の活性化

東部地区

市民が利用しやすい
行政窓口

天神町である理由

- ・ 東部地区内で地盤の高さが高く、復興まちづくり計画において津波による浸水がない場所であったこと。

- ・ 市所有地であり、土地購入費の負担が少なく経済的に優れていること。

県公表の最大津波浸水想定に関する考え方

- 県公表の最大津波浸水想定は、「何としても人の命を守る」という考え方に基づき、避難等を軸とした対策の検討に活用するための津波浸水想定。土地利用計画の策定に活用するものとは分けて考えるべきものである。
- 自然に対しては畏敬の念をもって臨むべきであり命を守るためには最悪を想定することが必要。一方で、人間の技術や知恵に期待しなければ文化的で持続可能な生活は行えない。
- 東日本大震災時の津波では、湾口防波堤は防護効果を発揮、防潮堤は一部損壊があったものの効果を発揮。更には復興事業において、粘り強く効果を発揮するように設計、施工されている。

方針 1

今回の津波浸水想定は、「何としても人の命を守る」という考え方にに基づき、避難等を軸とした対策の検討に活用するためのものであり、土地利用計画の策定に活用するものとは分けて考えるべきもので、市としては、防潮堤などが機能することを前提に、今までの経過や目標を達成するため、引き続き**新市庁舎の建設場所を天神町**として進めます。

防潮堤などが破堤した場合の避難の考え方は別途検討するものとしします。

防潮堤が破堤した場合の避難の考え方

県公表の最大津波浸水想定

原設計で1階約3分の2の浸水

一時避難場所

一時避難者受入可能人数

屋内 約1,900人分確保可能
(屋上を含むと約3,300人)

※想定される避難者

来客最大250人、周辺地域住民830人

こども園定員130人

※市職員分は別途確保

業務継続

業務への被害を
最小限にするた
めの工夫

方針 2

防潮堤などが破堤した場合の避難の考え方として、新市庁舎建設計画をあまり変更せず、2階以上での避難を基本とし、万が一に備え、1階フロアは機材や書類などの配置を最小限としたリースペース的な窓口利用とします。

< 基本理念 >

『復興のシンボルとして釜石らしいまちづくりの拠点となる庁舎』

< 基本方針 >

- ・「機能的で安全な庁舎」
- ・「市民に開かれ利用しやすい庁舎」
- ・「都市づくりの拠点となる庁舎」
- ・「震災から得られた教訓を生かし防災拠点としての機能を重視した庁舎」

設計コンセプト

1.災害に強い『強靱な新庁舎』

- ・新庁舎は、災害時の防災拠点施設として、高台の敷地に重要度係数1.5の耐震構造により計画します。
- ・災害時には業務継続性を高める新庁舎敷地全体を活用した災害対応計画や自立した設備等の整備を図り、一時避難場所としての機能を有する安心・安全な施設として整備します。

2.『みんなのホール（多目的ホール）』から広がる『防災と交流』

- ・庁舎棟と南北棟の交点に市民利用スペースを配置し、市民協働によるまちづくりや防災力を高めます。
- ・新庁舎の1・2階は市民が多く利用する窓口を配置し、みんなのホールと連続した使いやすい計画とします。

3.市民を優しく迎える『ピロティ』

- ・南北棟が屋根になるピロティ空間が雨や雪の影響を最小限にし、来庁者を優しく迎えます。
- ・ピロティ空間は、災害時の多目的な使い方を想定した計画とします。
- ・新庁舎は、東西軸の庁舎棟に対し南北棟をL形に配置し、市道只越天神町線へ向け、視認性の確保と共に復興へのシンボルとしての表情をつくります。

新市庁舎イメージ



南西方向から

新市庁舎イメージ



南東方向から

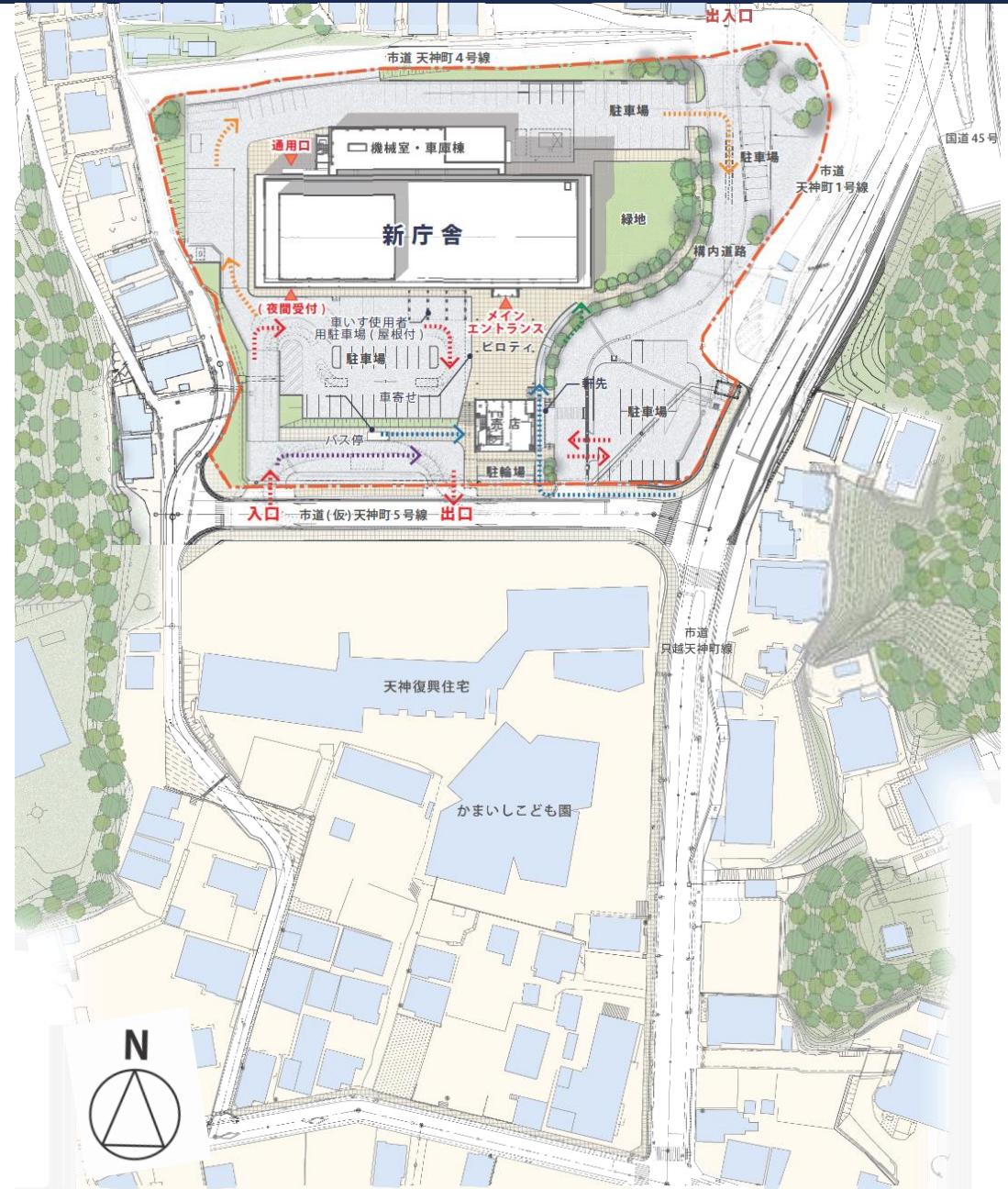
配置計画と外部動線計画

1) 配置計画

- ・新市庁舎をL形に配置することで、中心市街地からの視認性の高い施設としました。
- ・1階のピロティから連続する緑地を配置し、みんなのホールと合わせ一体的な利用を可能としました。また災害時には、防災拠点として機能性を発揮できる配置としました。

2) 外部動線計画

- ・庁舎への出入口は、ピロティ空間とし、雨や雪など気象条件に左右されずにアプローチすることができます。
- ・南側市道に面して路線バス停留所を計画し来庁者のみならず、近隣住民の交通手段としても使いやすい動線としました。

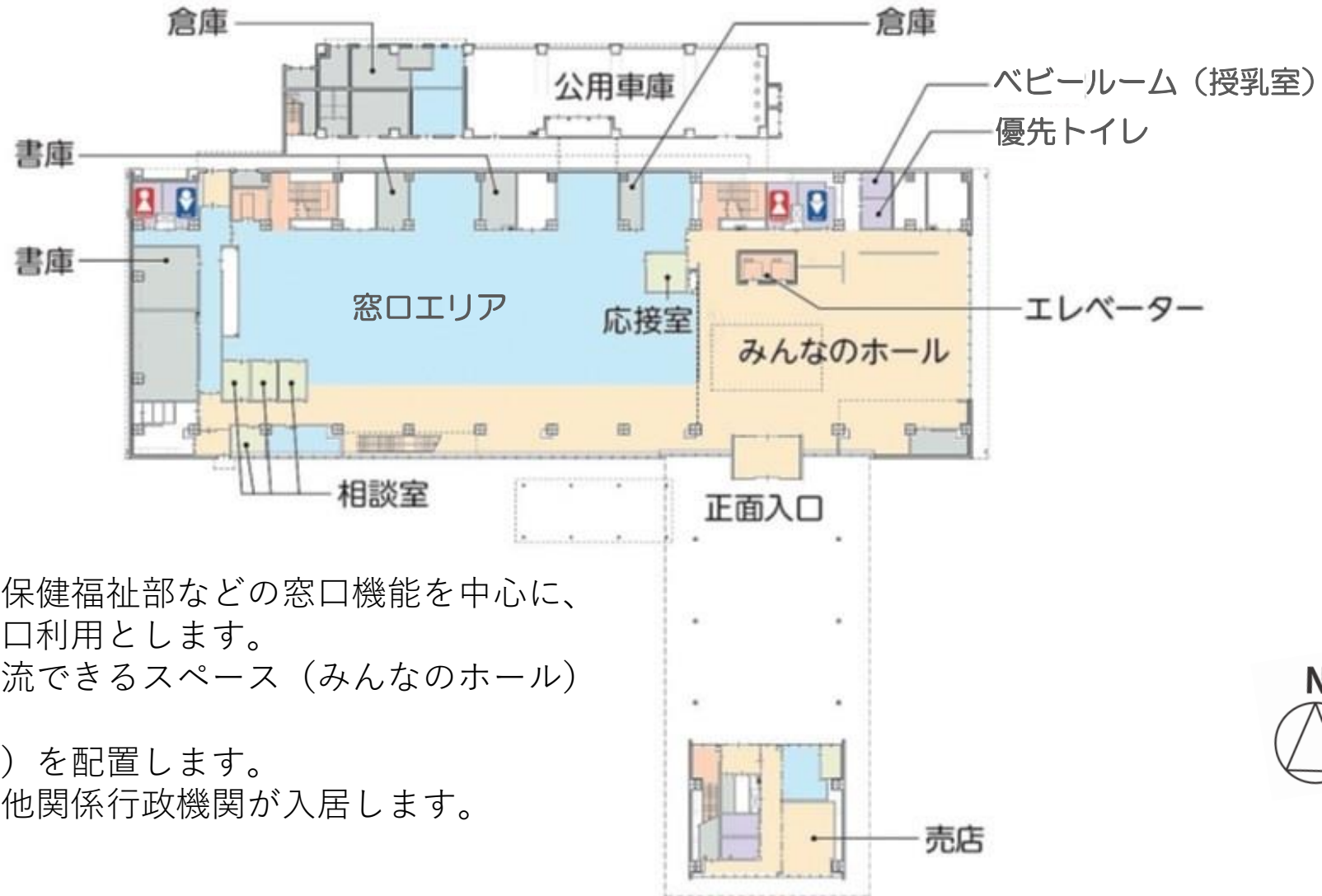


配置計画と外部動線計画



各階の平面計画

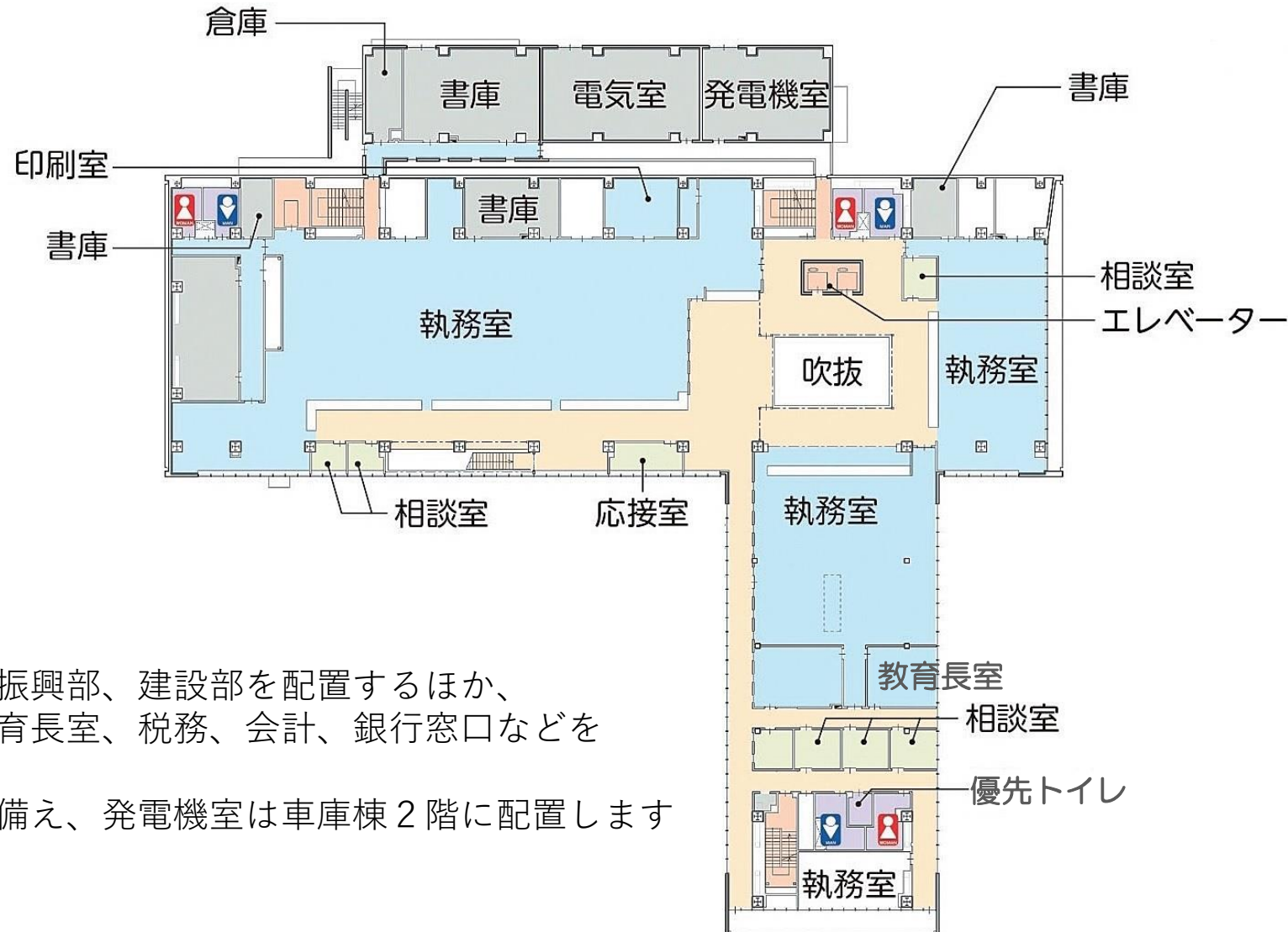
1階 窓口エリア/みんなのホール



- 1階は、市民生活部、保健福祉部などの窓口機能を中心に、フリースペース的な窓口利用とします。
- 市民が自由に憩い、交流できるスペース（みんなのホール）を設置します。
- ベビールーム（授乳室）を配置します。
- 1階南側には、売店の他関係行政機関が入居します。

各階の平面計画

2階 執務エリア 窓口/会議室



- ・ 2階には、産業振興部、建設部を配置するほか、教育委員会、教育長室、税務、会計、銀行窓口などを配置します。
- ・ 万が一の浸水に備え、発電機室は車庫棟2階に配置します

各階の平面計画

3階 執務エリア・市長室等

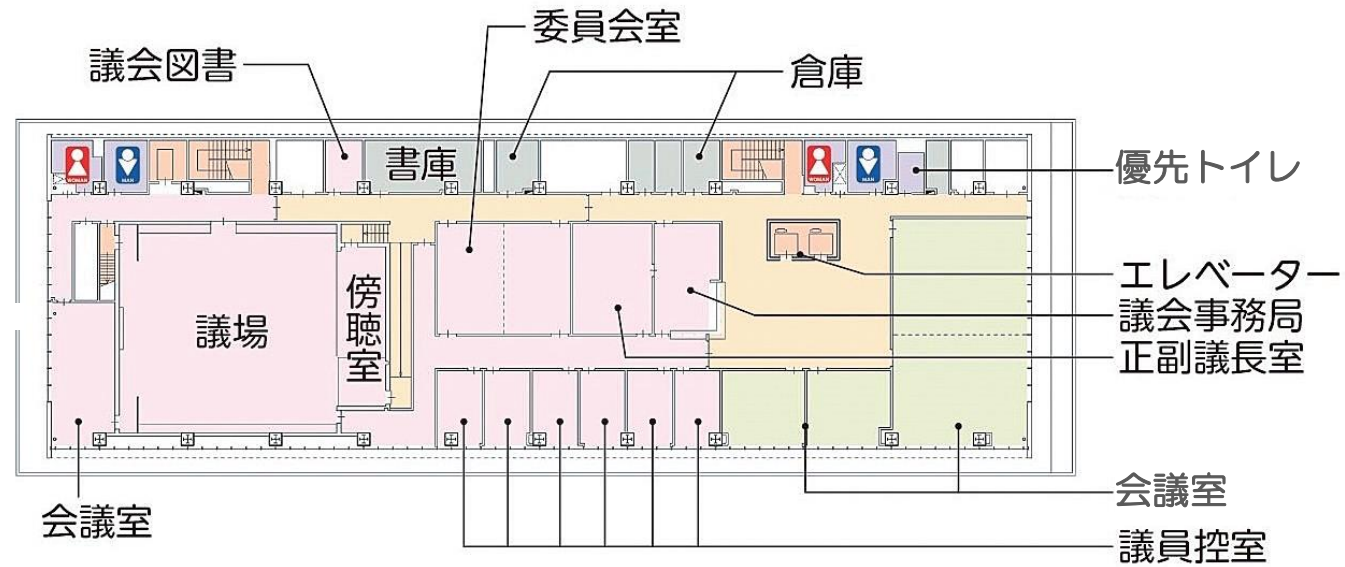


- ・ 3階には、市長・副市長室を配置する他、総務部門の部署を配置します。
- ・ 会議室、庁議室、執務室の仕切りを可動式とし、災害時には関係者が一堂に会しての災害対応が可能な空間を確保します。



各階の平面計画

4階 議会エリア



- 4階には、議場、正副議長室をはじめとする議会諸室を配置します。
- 傍聴室は、車いすの人や子連れの人が傍聴できるように、親子傍聴席を設置します。

